レンタカー貸渡約款

2026 年（令和 8 年）11 月 1 日

事業者名

ネッツトヨタ郡山株式会社

INDEX

個人データの取扱いについて

1.(本ポリシーについて) 3
2.(取得する個人データ) 3
3.(個人データの利用目的と適法性根拠) 3
4.(個人データの第三者提供) 4
5.(保持期間) 5
6.(利用者の権利) 6
7.(安全管理措置) 7
8.(外国への個人データの移転) 7
9.(管理者である当社の連絡先) 7

第１章　総　則

第 1.条(約款の適用) 7

第２章　予　約

第 2 条(予約の申込) 8
第 3 条(予約の変更) 8
第 4 条(予約の取消し等) 8
第 5 条(代替レンタカー) 9
第 6 条(免責) 9
第 7 条(予約業務の代行) 9

第３章　貸　渡

第 8 条(貸渡契約の締結) 9
第 9 条(貸渡拒絶) 9
第 10 条(貸渡契約の成立等) １３
第 11 条(貸渡料金) １３
第 12 条(借受条件の変更) １３
第 13 条(点検整備及び確認) １４
第 14 条(貸渡証の交付、携帯等) １４

第４章　使　用

第 15 条(貸受人の管理責任) １４
第 16 条(日常点検整備) １４
第 17 条(禁止行為) １５
第 18 条(違法駐車の場合の措置等) １５
第 19 条(GPS 機能) １６
第 20 条(ドライプレコーダー) １７
第 21 条(ETC カード貸出サービス) １７

第５章　返　還

第 22 条(貸受人の返還責任) １８
第 23 条(レンタカーの確認等) １８
第 24 条(レンタカー返還時期等) １８
第 25 条(レンタカーの返還場所等) １８
第 26 条(レンタカーが返還されなかった場合の措置) １９
第 27 条(貸渡情報の登録と利用の合意) １９

第６章　故障、事故、盗難時の措置

第 28 条(レンタカーの故障) １９
第 29 条(事故) １９
第 30 条(盗難) ２０
第 31 条(使用不能による貸渡契約の終了) ２０

第７章　賠償及び補償

第 32 条(貸受人による賠償及び営業補償) ２１
第 33 条(保険) ２１

第８章　解　除

第 34 条(貸渡契約の解除) ２２
第 35 条(同意解約) ２２

第９章　個人情報

第 36 条(個人情報の利用目的) ２２
第 37 条(個人情報の登録及び利用の同意) ２３

第１０章　雑　則

第 38 条(代理貸渡し) ２３
第 39 条(相殺) ２３
第 40 条(消費税) ２４
第 41 条(遅延損害金) ２４
第 42 条(細則) ２４
第 43 条(準拠法等) ２４
第 44 条(重要事項の情報提供) ２４
第 45 条(約款及び細則の掲示等) ２４
第 46 条(約款等の変更) ２４
第 47 条(合意管轄裁判所) ２５

個人データの取扱いについて

１．(本ポリシーについて)

1. 本ポリシーは、レンタカー事業に関連して、借受人（貸渡契約の申込みをしようとする者を含みます）及び運転者（以下総称して「利用者」といいます）の個人データを取り扱う場合に適用されます。当社は、管理者として、利用者の個人データについて責任を持って取り扱います。当社の連絡先の詳細については、下記９.をご覧ください。

２．(取得する個人データ)

1. 当社は、レンタカーサービスの提供に際し、当該サービスの利用者より、以下(1)(2)に定める個人データを、直接又は Web サイト(チャットボットを含みます)、アプリ、電話（予約センターへの架電を含みます）、店頭、貸渡車両、装備品（ODO メーター、GPS 機能、ETC カード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM 等）通じて取得し、取り扱います。

(1)　予約時及びレンタカーの貸渡時に取得する個人データ
氏名、メールアドレス、電話番号、住所、生年月日、運転免許証(国際運転免許証及び外国運転免許証を含みます)・本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、学生証を含みます)に関する情報*、クレジットカード情報等のお支払いに関する情報、利用車両に関するデータ（車種・車体（車台）番号・使用目的・借受期間等）

*当社は本ポリシー及び貸渡約款に記載の利用目的を達成するために必要と判断したとき、これらの証明書類の写しを取得する場合があります。

(2)　貸渡車両と装備品（ODO メーター、GPS 機能、ETC カード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM 等）を通じて、レンタカーの利用時に取得する車両データ、走行距離、GPS 情報、ETC カードの IC チップに記録された情報（利用者が ETC カードをレンタルしている場合に限ります)、ドライブレコーダーで記録された情報、カーナビゲーションに登録された情報（検索履歴、メモリ地点、Bluetooth 接続情報等）、走行状態計測情報(ペダル操作量、速度、加速度等)などの走行状況に関するデータ

３．(個人データの利用目的と適法性根拠)

1. 当社は、以下の利用目的で、利用者の個人データを取り扱います。また、適用されるデータ保護法の下で要求される可能性のある個人データの取扱いの適法性根拠は、各利用目的に併記しているとおりです。

(1)　適用ある法令及び通達に基づき、貸渡証の作成等、レンタカー事業者が負う義務を履行するため。
・借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを取り扱う必要があります（契約の履行）。

(2)　利用者の本人確認及び審査を含め、レンタカーサービスの提供その他これに関連する業務を行うため。
・借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを取り扱う必要があります（契約の履行）。

(3)　自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品、サービス、又は各種イベントやキャンペーン等の開催について、郵送又は電子メール等の方法により、利用者にご案内するため。

・マーケティング及びプロモーション活動を実施するという当社の正当な利益のために、個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

(4)　レンタカーの商品及びサービス開発を行い、利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するため。
・顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

(5)　利用者に対して、レンタカーの商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため。
・顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

(6)　運転者の運転状況について、安全性及びエコの観点から診断し、安全運転に関わる注意喚起（以下「運転診断」という）を行う等、運転者にフィードバックを付与するため。
・運転者に安全に走行していただくという当社、利用者及び第三者の正当な利益のために、個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

2. 利用者は、下記 9 に定める当社の連絡先に連絡することにより、正当な利益に基づく取扱いに関する評価の詳細を取得することができます。また、適用されるデータ保護法の下で契約の履行又は正当な利益に依拠できない場合に備えて、利用者は、上記の利用目的での個人データの取扱いにつき、同意します。

４．(個人データの第三者提供)

1. 利用者は、当社が、以下の各利用目的で、利用者の個人データを以下の提供先（利用者の所在する国以外に所在する可能性があります）に対して提供することに同意します。利用者は、当社による第三者への自己の個人データの提供の停止を求めることができますが、停止を求める個人データの項目によっては、当社が提供するサービスの一部が利用できなくなる場合があります。

(1)　提供される個人データ：利用車種クラス、使用目的及び借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報並びに利用者の氏名及び住所、レンタカーの利用時に取得する車両データ(個人を特定できないよう加工したデータに限ります)等

(2)　提供先及びその利用目的：

提供先	提供先の利用目的	提供先の所在国
トヨタ自動車株式会社	借受人に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うため	日本
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社と情報提供契約等を締結した者	商品及びサービスの企画･開発又は利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するほか商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため	日本
トヨタ自動車株式会社及びレンタカー店	貸渡契約締結の円滑化等、利用者に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備を行うため運転診断の結果に基づき、関連する商品・サービスを提供するため関連する商品・サービスの	日本

	研究開発のため運転診断の結果を分析し、論文として社外発表するため（特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）	
利用者が利用した有料道路運営会社等（レンタカー貸渡約款第４章第 14 条第４項に定義します）	利用者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せと請求対応のため	日本
トヨタ自動車株式会社 及び 提携機関および企業 (社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等)	よりよい社会・交通・生活環境の創出のため（レンタカーの利用時に取得する車両データのみを提供するものとし、個人を特定できる情報を提供しません）	日本
トヨタ自動車株式会社 及び 借受人が利用したクレジットカード会社(以下「クレジットカード会社」という)	クレジットカード利用の際の決済一般に関する業務 (クレジットカードの不正利用検知・防止(３D セキュア)の実施、及びクレジットカード会社からクレジットカードの不正利用の疑いで利用実績その他不正利用に関連する事項の問い合わせを受けた場合の回答を含みます)を実施するため	日本及び 各クレジットカード会社の所在国

５．(保持期間)

1.当社は、取得した利用者の個人データ(「2.取得する個人データ」ご参照)を利用目的(「3.(個人データの利用目的と適法性根拠)」ご参照」の達成に必要な期間を超えて取扱いません。予約時及びレンタカーの貸渡時に取得した利用者の個人データ(同(1)ご参照)については、原則として以下のとおり保持期間を定め、各保持期間経過後、削除又は破棄を進めます。

管理方法及び／又は対象項目	保持期間	保持期間の設定根拠
運転免許証及び本人確認書類の写し（取得した場合）	貸渡車両返却まで	車両の適正な貸渡その他貸渡に附随する業務を遂行するため
会員管理データベース上で管理する会員情報 (氏名、メールアドレス、電話番号、住所、生年月日、クレジットカード情報等のお支払いに関する情報等)	退会月より３か月	退会後のお問い合わせ対応を適切に行うため

貸渡簿に記載の情報 (氏名、住所、運転免許証番号 ・種類、利用車両に関するデータ、 利用履歴等。 貸渡約款第 3 章 7 条 2 項に 基づき国際免許証及び 外国運転免許証の写しを 添付した場合は、 当該写しを含みます)	貸渡車両返却より 法令等の定める 保持期間の満了まで	レンタカーに関する 基本通達に基づく 貸渡簿保管義務に従うため 法人税法及び消費税法 並びに会社法上の 保管義務に従うため
貸渡料金精算用明細書に 記載の情報 (氏名、会員番号、 利用料金、利用履歴等)	貸渡車両返却より 法令等の定める 保持期間の満了まで	レンタカーに関する 基本通達に基づく 貸渡簿保管義務に従うため 法人税法及び消費税法 並びに会社法上の 保管義務に従うため

2.
ただし、次のいずれかの場合には、当社は、上記の定めにかかわらず、必要に応じて個人データを保持し、取り扱うことがあります。

(1)個人データをより長い期間保持することが法令上必要な場合又は法的権利の立証、行使若しくは防御のために必要な場合:対応に必要な期間。

(2)特定の個人を認識できる記述の削除・置換等により、その情報のみでは特定の個人を識別することができなくなった情報をサービスの利用状況の分析・改善等のために利用する場合:上記の期間経過後相当の期間。
技術的な理由により、当社のシステムから個人に関する情報を完全に削除することができない場合は、当社は、利用者の個人データのさらなる利用を防止するために、適切な処置を講じます。

６．(利用者の権利)

1.利用者は、当社が取り扱う利用者の個人データに関して、法的権利を有しています。これらの権利は、利用者の個人データの取扱いに適用されるデータ保護法によって異なりますが、通常は以下のものが含まれます。

(a) 利用者の個人データの取扱いに関する情報を取得する権利、及び利用者の個人データにアクセスする権利。

(b) 利用者の個人データが不正確又は不完全である場合、当社に修正を要求する権利。

(c) 特定の状況において、利用者の個人データの消去を要求する権利。

(d) 特定の状況において、利用者の個人データの取扱いを制限するよう要求する権利。

(e) 利用者の個人データを構造化され、一般的に使用され、機械で読み取り可能な形式で受け取る権利、及び/又は技術的に可能な場合に、そのような個人データを受領者に直接送信するように要求する権利。

(f) 適用されるデータ保護法に基づいて、個人データの取扱いが利用者の同意に基づいて行われる場合、同意をいつでも撤回する権利。利用者の同意の撤回は、利用者の撤回前に行われた同意に基づいて行われた取扱いの適法性に影響を与えにないものとします。

(g) 当社による利用者の個人データの取扱いに異議を唱える権利。

2. 利用者は、下記 9.に定める当社の連絡先に連絡することにより、利用者の権利を行使することができます。また、利用者は、利用者の権利が当社によって侵害されたと考える場合は、管轄のデータ保護監督当局に苦情を申し立てることができます。

7．(安全管理措置)

1. 当社は、取り扱う利用者の個人データの漏えい、紛失、又は毀損を防止することを含め、個人データのセキュリティを維持するために、必要かつ適切な措置を講じます。具体的には、個人データの取扱いに関する規程を策定するほか、個人データの取扱状況を定期的に自己点検し、個人データの取扱いに関する従業員へ定期的な研修を行い、個人データの取扱いに使用される機器の盗難又は紛失の防止、及びアクセス制御を実施します。また、個人データを取り扱う当社の委託先及び従業者に対して適切な監督を行います。

8．(外国への個人データの移転)

1. 当社は、利用者の所在する国以外に所在する第三者に個人データを提供する場合、以下のいずれかを確保するか、利用者の同意を取得すること等により、適用されるデータ保護法を遵守します。

(1)　移転先となる国・地域が、適用されるデータ保護法の下で利用者が個人データについて有する権利及び自由に対して十分なレベルの保護を確保している国・地域として指定を受けていること。

(2)　第三者が、適用されるデータ保護法により要求される個人データの移転に係る契約を当社と締結していること。

9．(管理者である当社の連絡先)

1. 管理者である当社の連絡先は、以下のとおりです。本ポリシー、利用者の権利、又はその他個人データの保護に関する事項についてご質問がある場合は、当社のデータ保護窓口までご連絡ください。 データ保護窓口の連絡先は、当社ホームページのプライバシーポリシーサイト、または店頭スタッフにお問い合わせください。

2. 当社は、個人情報の取扱について、ホームページ等により公表します。
URL https://netz-kooriyama.co.jp/infomation/privacy

第１章　総　則

第１条（約款の適用）

当社はこの約款及び第 40 条に基づくこの約款の細則（以下「約款」という）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人は約款及び細則を理解したうえでこれを借受けるものとします。
なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2　当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとします。

3　借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。

第２章　予　約

第２条（予約の申込）

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款及び当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。

2　当社は、借受人から予約の申込があったときは、第 36 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡を行う場合を（同行の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸渡す場合を含みます。）除き、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第３条（予約の変更）

1. 借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第４条（予約の取消等）

借受人及び当社は、第 2 条第 1 項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。

2　借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消すことができます。なお、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3　借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

4　当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。

5　前 2 項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

6　借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

7　事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第５条（代替レンタカー）

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

2　当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡すことが可能なときは、前条第４項及び第５項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。

3　借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

4　借受人が第２項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第５項を適用するものとします。

5　前項の場合において、第１項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由によるときには第４条第４項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします

6　第３項の場合において、第１項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときには第４条第５項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第６条（免責）

当社及び借受人は、予約かり消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第４条及び第５条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第７条（予約業務の代行）

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等（以下｢代行業者｣という）において予約の申込をすることができます。

2　前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第３章　貸　渡

第８条（貸渡契約の締結）

借受人は第２条第１項に定める借受条件を明示し、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第９条第１項若しくは第２項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2　貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第１１条第１項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3　当社は、監督官庁の基本通達(注１)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第１４条第１項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

(注１)監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカ-に関する基本通達」(自旅第 138 号平成 7 年 6 月 13 日)の 2.(10)及び(11)のことをいいます。

(注２)運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第１９条別記様式第１４の書式の運転免許証、又は同法第 95 条の 2 第 4 項の免許情報記録個人番号カードをいいます。また、道路交通法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

なお、免許情報記録個人番号カードを提示された場合に、その者の特定免許情報が確認されないときは貸渡しをお断りします。3　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証及び身元を証明する書類の提出を求め、対象の情報を取得する事があります。

4　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。又は携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

5　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードもしくは現金等の支払方法の指定、及び事前決済（Web 決済）または現地決済（店頭払い）を指定することがあります。また借受人が利用できる支払方法（現金等）及びクレジットカードを指定することがあります。

6　当社は、借受人又は運転者が前 5 項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第 4 条第 5 項を適用するものとします。

第 9 条（貸渡拒絶）

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1)　レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2)　酒気を帯びていると認められるとき。

(3)　麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4)　チャイルドシートがないにもかかわらず、6 才未満の幼児を同乗させるとき。

(5)　第 26 条に定める（社）全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店間で共有する貸渡注意者リスト（以下「貸渡注意者リスト」という）に登録されているとき。

(6)　指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。

(7)　当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(8)　風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

(9)　約款及び細則に違反する行為があったとき。

(10) その他、当社が不適当と認めたとき。

2　前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1)　貸渡しできるレンタカーがないとき。

(2)　借受人又は運転者が 6 才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

(3)予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。

(4)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

(5)過去の貸渡しにおいて、第 17 条各号に掲げる行為があったとき。

(6)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)において、第 18 条第 6 項又は第 25 条第 1 項に掲げる事実があったとき。

(7)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(8)別に明示する条件を満たしていないとき。

3　　前項のほか、借受人又は運転者が当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、カスタマーハラスメントに該当する行為として一般社団法人全国レンタカー協会が定める次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は過去の貸渡しにおいて同様の行為をした事実があったときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。さらに、当社が悪質と判断した場合は、警察・弁護士等に連絡のうえ、法的措置等を含めた厳正な対処を行います。

(1)暴言・侮辱・威圧的言動

①大声による叱責、罵声その他威圧的言動

②従業員に対する侮辱、人格否定、差別的発言

③謝罪の強要、土下座その他社会通念上相当性を欠く謝罪要求

(2)不当又は過剰な要求

①契約内容又は法令の範囲を超える金銭的補償、返金又は値引きの要求

②合理的理由を欠くレンタカーの交換文はサービスの提供要求

③従業員の解雇、異動その他人事権の行使を求める要求

(3)長時間の拘束・執拗な対応要求

①合理的範囲を超える長時間にわたる拘束又は説明の要求

②業務時間外又は休日における執拗な連絡要求

③同一内容の繰り返しによる過度な対応要求

(4)脅迫・威嚇・信用毀損の示唆

①暴力的言辞又は危害を示唆する発言

②インターネット、SNS 等への投稿を用いた信用毀損の示唆

③行政機関、弁護士、報道機関等を利用した不当な圧力行為

(5)プライバシー侵害・個人攻撃

①従業員の氏名、住所その他個人情報の詮索又は公開要求

②従業員個人に対する誹謗中傷又は名誉毀損行為

③従業員の家族、私生活に対する不当な干渉 (6)セクシュアルハラスメントに該当し得る言動

①性的言動又はわいせつな発言

②身体への不必要な接触

③外見に関する執拗又は不適切な言及

(7)業務妨害行為

①正当な理由のない業務スペースへの立ち入り

②店舗、事業所等における長時間の居座り

③店舗、事業所等以外への従業員の呼びつけ

④業務遂行を著しく阻害する行為

⑤器物破損、暴力行為その他安全を害する行為

(8)インターネット・SINS 等を利用した攻撃

①虚偽情報の投稿又は拡散

②従業員の特定を目的とした晒し行為

③継続的な誹謗中傷又は嫌がらせ行為

(9)これらのほか、社会通念上相当性を欠き、従業員の就業環境を害する行為

4 前2項場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

4　前3項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2　前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2　貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

(1)　基本料金

(2)　免責補償料

(3)　特別装備料

(4)　ワンウェイ料金

(5)　燃料代又は充電代

(6)　引取配車料

(7)　その他の料金

3　基本料金は、レンタカーの貸渡時において、当社が地方運輸局運輸支局長（神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

4　当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

5　貸渡料金については、細則で定めるものとします。

第12条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

2　当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります

第 13 条（点検整備及び確認等）

1. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）及び第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

2　借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

3　当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第 14 条（貸渡証の交付・携行等）

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付するものとします。

2　借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければならないものとします。

3　借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第４章　使　用

第 15 条（借受人の管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2　借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

3　借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。

4　借受人又は運転者が ETC システムを利用した場合において、有料道路の運営会社等（以下「有料道路運営会社等」という）から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転手に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5　当社が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとします

第 16 条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第１７条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1)　当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2)　レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡書に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(3)　レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる-切の行為をすること。

(4)　レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

(5)　当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6)　法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7)　当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8)　レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9)　電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。

(10)　当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為などレンタカーの汚損等を含むがこれに限らない)を行うこと。

(11)　その他第 8 条第 1 項の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第 18 条（違法駐車の場合の措置等）

借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。

2　当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3　当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。

4　約款冒頭の個人データの取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人データを含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

5　借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

(1)　放置違反金相当額

(2)　当社がに定める駐車違反違約金（上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という）

(3)　探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用及び車両管理費用

6　当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還するものとします。

7　当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

8　第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとします。

9　第 7 項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第 5 項第 3 号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第 7 項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

10　借受人が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

11　第 6 項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第 5 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第 19 条（GPS 機能）

借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1)　貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

(2)　第 25 条第 1 項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。

(3)　借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2　借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を交通システム・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。

3　借受人及び運転者は、第 1 項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 20 条（ドライブレコーダー）

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1)　事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

(2)　レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。

(3)　借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2　借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を自動運転・先進安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。

3　借受人及び運転者は、第 1 項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 21 条（ＥＴＣカード貸出サービス）

借受人及び運転者は、ＥＴＣカード貸出サービスを利用する場合は、下記の事項に同意のうえで利用するものとします。

(1)　使用中の通行料金は、レンタカー返却時にＥＴＣカードのＩＣチップに記録された情報を全額精算する。
※ＩＣチップに記録されない料金調整または割引があります。
（通行止め時の乗り継ぎ料金調整、一部道路事業者のＥＴＣ割引サービス）

(2)　以下のように後日通行料金の未払いが判明した場合、追加で精算をする。
・申告忘れの使用料金が判明した場合

・ＥＴＣカード若しくは精算機の異常により、通行履歴、金額が確認できなかった場合
・何らかの理由で通行履歴を確認できないトヨタレンタカー店に返却した場合

(3)　ＥＴＣカードの紛失及び盗難等が発生した場合、当社に連絡をするとともに、それらに起因して生じた第三者の不正使用等により発生した損害については借受人及び運転者が賠償する。

(4)　借受人及び運転者の過失等によるトラブルについては借受人及び運転者が対応（ただし、交通事故と認定されるものについては除く）し、当社は一切の責務を負わないものとする。

(5)　第三者にＥＴＣカードを貸与しない。

(6)　借受期間が満了したにも関わらずレンタカー、ＥＴＣカードの返却がない場合、当社が道路事業者に貸出ＥＴＣカードの利用停止を依頼する事を承諾する。

(7)　道路事業者からＥＴＣカード利用者についての問い合わせが入った場合（借受期間満了後も含む）、求めに応じ氏名、住所及び連絡先等、利用者の個人データを開示する。

第５章　返　還

第 22 条（借受人の返還責任）

借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2　借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 23 条（レンタカーの確認等）

借受人は、当社立会いのもとに、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

2　借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第 24 条（レンタカーの返還時期等）

借受人は、第 12 条第 1 項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

2　借受人は、第 12 条第 1 項による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第 25 条（レンタカーの返還場所等）

借受人は、第 12 条第 1 項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。

2　借受人は、第 12 条第 1 項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第 26 条（レンタカーが返還されなかった場合の措置）

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS 機能を利用しレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するとともに（社）全国レンタカー協会への不返還被害報告や、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

(1)　借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

(2)　借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2　前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

3　第 1 項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第 27 条（貸渡情報の登録と利用の合意）

約款冒頭の個人データの取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が全レ協システム及び貸渡注意者リストに 7 年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

(1)　借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第 18 条第 5 項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。

(2)　前条第 1 項各号に該当したとき。

2　約款冒頭の個人データの取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1)　全レ協システムに登録された貸渡情報が（社）全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されること。

(2)　貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店に利用されること。

第 6 章　故障・事故・盗難時の措置

第 28 条（レンタカーの故障）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 29 条（事　故）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1)　直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2)　前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3)　事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(4)　事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2　借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3　当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4　当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーまたは車載型事故記録装置、もしくはその両方が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

5　当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第 30 条（盗　難）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1)　直ちに最寄の警察に通報すること。

(2)　直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3)　盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 31 条（使用不能による貸渡契約の終了）

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2　借受人は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3　故障等が貸渡前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、 代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 3 項を準用するものとします。

4　借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5　故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6　借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第 7 章　賠償及び補償

第 32 条（借受人による賠償及び営業補償）

　借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第 38 条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2　前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、借受人又は運転者の責めに帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

3　借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第 39 条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。）の使用中に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

4　前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第 33 条（保　険）

　借受人が約款及び細則に基づく賠償責任を負うとき及び運転者が前条第 3 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

(1)　対人補償　1 名につき無制限（自賠責保険を含む）

(2)　対物補償　1 事故につき無制限（免責額 5 万円）

(3)　車両補償　1 事故につき時価まで（免責額 5 万円　但し、バス・大型貨物車 10 万円）

(4)　人身傷害補償　1 名につき 3000 万円まで

2　保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

3　当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4　第 1 項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人の負担とします。

5　第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

6　第 1 項の定めにかかわらず、借受人は、レンタカーを用いて、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第 78 条第 3 号の許可又は第 79 条の登録に基づく有償運送を実施する場合、当該運送に伴い会員が負う賠償責任について、当該運送の許可又は登録主体が加入する保険を優先して適用することを承諾するものとします。

第 8 章　解　除

第 34 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還するものとします。

第 35 条（同意解約）

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金と解約手数料を合計した金額を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2　借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料＝｛（予定借受期間に対応する基本料金）－（貸渡から返還までの期間に対応する基本料金）｝×50%

3　前項の定めにかかわらず、借受人が旅行代理店経由の予約に基づき貸渡契約を締結した場合は、解約手数料は、「予定借受期間に対応する貸渡料金」から「貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金」を控除した金額、又は 5,500 円のいずれか低い金額とします。

第 9 章個人情報

第 36 条(個人情報の利用目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1)　道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2)　借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペ-ン等の開催について、宣伝広告物の送付、e メールの送信等の方法により案内するため。

(3)　貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

(4)　当社の取り扱う商品及びサ-ビスの企画開発、文はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5)　個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2　第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 37 条(個人情報の登録及び利用の同意)

借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに 7 年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1)当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2)当社に対して第 18 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

(3)第 26 条第 1 項に規定する不返還があったと認められる場合

2　運転者が前項第 3 号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに 7 年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第 10 章　雑　則

第 38 条（代理貸渡し）

当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合(申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含みます。)においては、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。にれを「代理貸渡し」といいます。) 但し、「個人データの取扱いについて」、第 13 条、第 16 条、第 28 条乃至第 30 条（但し、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする）、第 45 条に関する事項は除くものとします。

(1)　事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。

(2)　貸渡証は第 3 項に定めるところによる特別な様式のものであること。

(3)　提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)により添付されているものであること。

2　代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。

3　代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。

4　代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第 39 条（相　殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 40 条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

第 41 条（遅延損害金）

借受人及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 42 条（細則）

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第 43 条（準拠法等）

準拠法は、日本法とします。

2　邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第 44 条（重要事項の情報提供）

当社は借受人に対し、約款及び細則のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違反駐車 の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めるものとします。

2　借受人は、約款及び細則の内容について理解するよう努めるものとします。

第 45 条（約款及び細則の掲示等）

当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

1.

(1)　当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）

(2)　ウェブサイト等に見やすいように掲載

(3)　書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示

2. また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 46 条（約款等の変更）

当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第 47 条（合意管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則　約款は、2026 年 11 月 24 日から施行します。